

桶川市男女共同参画推進委員会設置要綱

令和5年1月11日市長決裁

（設置）

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的に推進するため、桶川市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 男女共同参画に関する施策の総合的な推進に関すること。
- （2） 男女共同参画の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- （3） 男女共同参画基本計画の策定等に関すること。
- （4） 男女共同参画についての調査、研究に関すること。
- （5） その他男女共同参画のための必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、男女共同参画担当部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会議の議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意

見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、男女共同参画担当部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、委員会から指示された事項について調査及び協議するものとする。

5 幹事は、幹事長が必要に応じて指名する。

6 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 桶川市男女共同参画推進本部設置要綱（平成11年7月13日市長決裁）は、廃止する。

別表（第3条関係）

秘書室長

企画財政部長

総務部長

環境経済部長

福祉部長

健康推進部長

都市整備部長

会計管理者

議会事務局長

教育部長